

静 県 薬 第 21 号  
令 和 6 年 4 月 4 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡 田 国 一

**「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第30回報告書」の周知について**

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年4月2日付け日薬情発第4号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 情 発 第 4 号  
令 和 6 年 4 月 2 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫  
(会長印省略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第30回報告書」の周知について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省医薬局総務課長、同局医薬安全対策課長より、別添の  
とおり通知がありましたのでお知らせいたします。  
会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げま  
す。

静岡県薬剤師会  
6.4.-2  
第 12 号

医薬総発 0325 第 2 号  
医薬安発 0325 第 8 号  
令和 6 年 3 月 25 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長  
(公印省略)

### 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 30 回報告書」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して当該情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

今般、機構が、令和 5 年 7 月から同年 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 30 回報告書」を公表しました。当該報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています（<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>）。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、貴会会員及び関係者に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において、本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、医療安全の推進及び医療事故の防止に一層取り組まれるよう御配慮願います。

#### 記

- 本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下の URL の診療報酬に関する照会先に問合せいただくよう、併せて周知方をお願いいたします。

※診療報酬に関する照会先の URL :

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001219112.pdf>

2. 本事業において令和5年7月1日から同年12月31日までに報告された事例の件数は66,596件となり、そのうち、報告内容が「調剤」に関する事例は11,128件、「疑義照会」に関する事例は55,361件となっています。

貴会会員に対して本報告書の内容を共有いただき、医療安全のために役立てていただきますよう重ねてお願ひいたします。